農業者向け滑川町物価高騰対策事業者臨時支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、物価高騰の影響を受け、事業活動に支障が生じている町内の農業者及び農業法人に対して、農業者向け滑川町物価高騰対策事業者臨時支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより事業の継続を支援することを目的とし、予算の範囲内において、支援金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

２　前項の支援金の交付に関しては、滑川町補助金等の交付手続等に関する規則（平成９年規則第７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付対象者）

第２条　この要綱による支援金の交付を受けることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

1. 下記のいずれかに該当する者

ア　滑川町農業経営改善計画の認定を受けている者（認定農業者）

イ　町内に住所を有する農業者で、令和６年以降に農業収入の申告を行っていること。

ウ　主たる事業所を町内に有する農業を営む法人で令和６年以降に農業収入の申告を行っていること。

1. 支援金を活用し事業活動を継続する意欲があること。

⑶　滑川町暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員でないこと。

⑷　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業に該当するもの及びこれに類する業種でないこと。

1. 法令及び公序良俗に反していないこと。
2. 町税を滞納していないこと。

（支援金の額）

第３条　支援金の額は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第４条　支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、農業者向け滑川町物価高騰対策事業者臨時支援金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、令和７年10月31日までに町長に提出しなければならない。

1. 農業経営改善計画認定書の写し、又は令和６年以降の農業収入のわかる申告書の写し
2. 申請者名義の通帳の写し（通帳の見開き１ページと２ページ）
3. 本人確認書類の写し（個人の場合）、又は登記事項証明書（法人の場合）

　⑷　その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第５条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、農業者向け滑川町物価高騰対策事業者臨時支援金交付（不交付）決定兼確定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとするとともに、口座振込の方法により支援金を交付するものとする。

２　町長は、前項の交付決定に際し必要な条件を付すことができる。

（交付決定の取消し）

第６条　町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

⑵　支援金の交付決定の内容に違反したとき。

（返還）

第７条　町長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消したときは、支援金事業の取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（書類の整備）

第８条　申請者は、支援金事業に関する収入及び支出を明らかにした書類等を整備し、当該書類を支援金交付の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して５年間保管しなければならない。

２　申請者は、町長から前項の書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和８年３月31日限り、その効力を失う。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 支援金額 |
| 年間収入50万円未満 | ５万円 |
| 年間収入50万円以上100万円未満 | 10万円 |
| 年間収入100万円以上 | 15万円 |
| 滑川町認定農業者 | 15万円 |